

～制度調査部情報～

2007年4月27日全4頁

外国企業による三角合併が 税務上も容易に

制度調査部
吉井 一洋

新設子会社も可能に

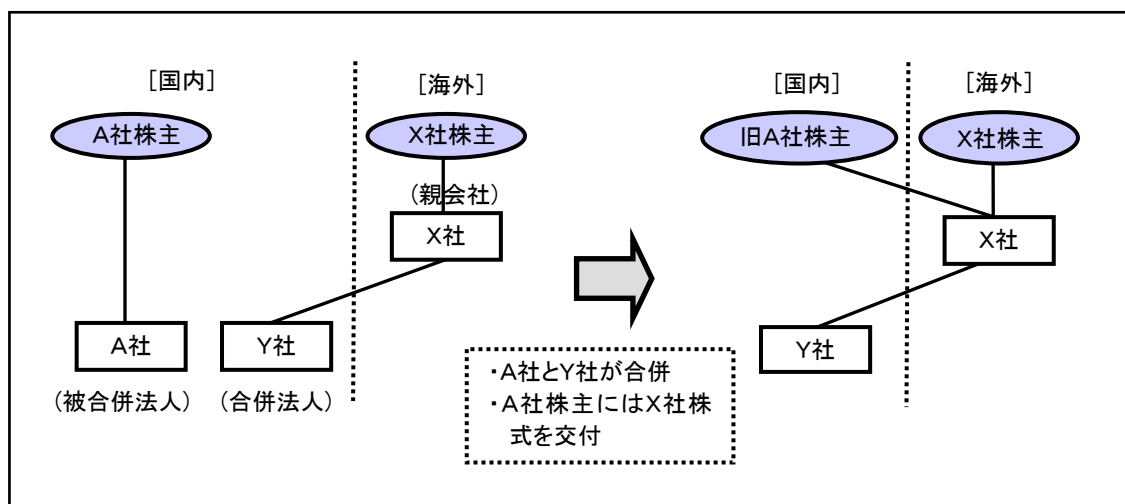
【要約】

- 2007年4月13日、財務省から改正法人税施行規則が公布された。
- 同規則では、外国企業によるわが国企業の三角合併の際に、外国企業がわが国に設立した会社がわが国で行う事業の準備に着手していれば、適格三角合併として消滅会社における課税繰延べを認めることとしている。
- 改正省令は公布の日から適用される。

1. 制度の概略

◎会社法の下では、2007年5月1日から、合併の際に、被合併法人(図表1のA社)の株主(A社株主)に対して合併法人(Y社)の株式ではなく、親会社(X社)の株式を交付するいわゆる三角合併も可能となる(合併対価の柔軟化。会社法第749条1項2号)。

図表1 三角合併のイメージ



(各種資料を基に大和総研制度調査部作成)

◎通常の合併では、合併する会社の株式が交付されるが、三角合併では合併する会社の親会社の株式が交付される。例えば、外国の会社X社がわが国に100%子会社Y社を設立してわが国の会社A社を吸収合併する場合に、Y社の株式をA社の株主に交付すると、Y社はX社の100%子会社でなくなる。しかし、Y社株式ではなくその親会社であるX社株式を交付すれば、Y社を合併後もX社の100%子会社とすることができる。

◎吸収合併の際に、合併する会社の株式以外の資産等が消滅会社の株主に交付された場合は、消滅株

主に対してみなし配当課税や株式の譲渡益課税が行われる。さらに、消滅する会社においても合併会社に資産等を移転したものと譲渡益課税が行われる。従来の税制では、三角合併により親会社株式を消滅会社の株主に交付する場合も、合併する会社の株式以外の資産等を交付するものとして取り扱われていた。

◎しかし、2007年度税制改正ではこの点を改め、合併会社（前頁の図ではY社）が100%親会社（その会社を直接保有する親会社に限られる）の株式（前頁の図ではX社の株式）を消滅会社（前頁の図ではA社）の株主に交付する場合は、消滅会社の株主（前頁の図ではA社株主）に対して譲渡益課税は行わないこととされた。

さらに、合併会社（前頁の図ではY社）が100%親会社（その会社を直接保有する親会社に限られる）の株式（前頁の図ではX社の株式）を消滅会社の株主（前頁の図ではA社株主）に交付し、合併後も当該100%の親子関係を維持し続ける場合は、「企業グループ内の合併」又は「共同事業を営むための合併」のいずれかに該当すれば、「適格合併」として取り扱われる。この場合、消滅会社における資産等の譲渡益課税も、消滅会社の株主に対する「みなし配当課税」も行わないこととされた。

図表2 適格合併と非適格合併の課税関係の比較（改正後）

		被合併法人の課税関係	被合併法人の株主の課税関係	
			みなし配当課税	株式譲渡益課税
非適格合併	被合併法人の株主に合併法人の株式又は100%（直接保有）親会社株式、以外の資産が交付される場合	被合併法人が移転する資産等を合併時の時価により合併法人に譲渡したものと、被合併法人にキャピタルゲイン課税が行われる。	生じる	生じる
	被合併法人の株主に合併法人の株式又は100%（直接保有）親会社株式、のみが交付される場合			生じない
適格合併		被合併法人が最後事業年度終了時の帳簿価額により資産等を合併法人に引き継いだものとして取り扱われるため、譲渡損益は発生しない(非課税)。	株主に対して一切課税は生じない。	

(各種資料を基に大和総研制度調査部作成)

図表3 適格合併（三角合併）の要件(改正後)

合併対価の要件：合併会社が100%親会社（その会社を直接保有する親会社に限られる）の株式を消滅会社の株主に交付し、合併後も当該100%の親子関係を維持し続ける。

かつ、

下記の企業グループ内の合併、共同事業を営むための合併いずれかに該当

企業グループ内の合併		共同事業を営むための合併
完全支配関係がある法人間	支配関係がある法人間	
完全支配関係(被合併法人と合併法人との持分関係が100%)の継続	<ul style="list-style-type: none"> ・支配関係(被合併法人と合併法人との持分関係が50%超100%未満)の継続 ・従業員の80%以上の引継ぎ ・主要な事業の継続 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業関連性 ・事業規模がおおむね5倍以内または特定役員の引継ぎ ・従業員の80%以上の引継ぎ ・主要な事業の継続 ・合併法人株式の80%以上の継続保有(株主50人未満の会社のみ)

(各種資料を基に大和総研制度調査部作成)

2.事業関連性の問題

◎外国企業がわが国企業と三角合併を行う際に、予め支配関係があるケースは少ないと思われるため、適格合併となるためには「共同事業を営むための合併」に該当する必要がある。そのためには、合併会社と消滅会社の事業について「事業関連性」がなければならない。

◎2007年度の与党の税制改正大綱では、この「事業関連性」について、「運用面での取扱いの明確化を図るため、その判断基準を法令上明記する方向で具体的に検討を行う。」旨が示されていた。当初、合併会社がペーパーカンパニーである場合、事業関連性が無いものとして取り扱う方向性が示されていた。外国企業がわが国に子会社を新設してわが国企業と三角合併を行った場合は、新設子会社はまだ国内で事業を行っていない。このような場合も、新設子会社がペーパーカンパニーとして取り扱われ、非適格合併として税負担が重くなる可能性があった。

◎4月13日に「法人税施行規則の一部を改正する省令」が財務省により定められ、「事業関連性」の判断基準が示された。その内容は次のとおりである。

事業関連性の要件

◇事業関連性の要件を満たすためには、次の1、2両方に該当する必要がある。

1.合併法人（Y社）と被合併法人（A社）がそれぞれ次の要件全てに該当すること

- イ. 事務所、店舗、工場その他の固定施設を所有又は賃借している。
- ロ. 従業者（役員の場合は、その法人の業務に専ら従事するものに限る）がいる。
- ハ. 自己の名義をもって、かつ、自己の計算において次のいずれかの行為をしている。
 - ①商品販売等(商品の販売、資産の貸付け又は役務の提供で、継続して対価を得て行われるものをいい、その商品の開発もしくは生産又は役務の開発を含む)
 - ②広告又は宣伝による商品販売等に関する契約の申込み又は締結の勧誘
 - ③商品販売等を行うために必要となる資料を得るための市場調査
 - ④商品販売等を行うに当たり法令上必要となる行政機関の許認可等についての申請又は当該許認可等に係る権利の保有
 - ⑤知的財産権の取得をするための出願・登録の請求、申請、知的財産権の移転の登録の請求、申請、又は知的財産権、知的財産権等の所有
 - ⑥商品販売等を行うために必要となる資産（固定施設以外）の所有・賃借
 - ⑦①～⑥に掲げる行為に類するもの

2.被合併事業（A社の事業）と合併事業（Y社の事業）との間に、合併直前において次のイ～ハのいずれかの関係があること

- イ. 被合併事業と合併事業とが同種のものである場合のこれらの事業間の関係
- ロ. 被合併事業の商品、資産、役務又は経営資源と合併事業の商品、資産、役務又は経営資源とが同一のもの又は類似するものである場合のこれらの事業間の関係
- ハ. 被合併事業と合併事業とが合併後に被合併事業の商品、資産、役務又は経営資源と合併事業の商品、資産、役務又は経営資源とを活用して営まれることが見込まれている場合におけるこれらの事業間の関係

◇その合併に係る、被合併法人の被合併事業と、合併法人の合併事業とが、合併後に被合併事業の商品、資産、役務又は経営資源と合併事業の商品、資産、役務又は経営資源とを活用して一体として営まれている場合は、前記1、2両方の要件に該当するものと推定する。

◎「事業関連性」が認められるためには、合併する会社、合併される会社それぞれにおいて、事業拠点の設置、役職員の雇用・選任、事業（あるいは事業の準備）への着手が必要とされる。外国企業がわが国に子会社を新設して事業を行う場合は、事業拠点の設置、役職員の雇用を行い、わが国で行う事業の広告や市場調査等を行っており、その事業が消滅会社となるわが国企業の事業と同種の

ものであれば、実際に事業を行っていないくても、事業の関連性があるものと認められるものと思われる。

◎今回の省令により、外国企業とわが国企業との三角合併における税制上の障害はかなり軽減されたものと思われる。ただし、外国企業が実態の無いペーパーカンパニーを設立してわが国の企業と三角合併を行った場合は、「事業関連性」があるとは認められず、適格合併には該当しないことになると考えられる。

◎改正後の省令は、公布の日である 2007 年 4 月 13 日から適用される。したがって、2007 年 5 月 1 日から解禁される三角合併においては、解禁当初から適用対象となる。